

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

旧	新
<p>第 8 条 自動機による取引</p> <p>1. 当社と提携している金融機関の自動機による取引を行うにあたっては、当社の定めるところにしたがい普通預金口座開設の際に送付するキャッシュカード、またはカードレス ATM および暗証番号を使用して行うこととします。</p> <p>2. お客様の入力内容の間違いや依頼内容の不備により生じた損害について、当社は責任を負いません。</p> <p>3. 自動機ご利用による 1 日当たりの預金の出金限度額は、現金での引き出しおよび振り込みのための引き出しをあわせて当社所定の金額とさせていただきます。</p> <p>4. 自動機での 1 回当たりの取扱金額および金額単位は提携先金融機関の定めによることとします。</p> <p>5. カードレス ATM の定義、取り扱いについては、別途定めるキャッシュカード規定にしたがうものとします。</p>	<p>第 8 条 自動機による取引</p> <p>1. 当社と提携している金融機関の自動機による取引を行うにあたっては、当社の定めるところにしたがい普通預金口座開設の際に送付するキャッシュカード、または<u>スマホ</u> ATM および暗証番号を使用して行うこととします。</p> <p>2. お客様の入力内容の間違いや依頼内容の不備により生じた損害について、当社は責任を負いません。</p> <p>3. 自動機ご利用による 1 日当たりの預金の出金限度額は、現金での引き出しおよび振り込みのための引き出しをあわせて当社所定の金額とさせていただきます。</p> <p>4. 自動機での 1 回当たりの取扱金額および金額単位は提携先金融機関の定めによることとします。</p> <p>5. <u>スマホ</u> ATM の定義、取り扱いについては、別途定めるキャッシュカード規定にしたがうものとします。</p>

以上